

資料3-3

中央環境審議会野生生物部会第1回移入種対策小委員会議事概要

1. 日 時 平成15年2月28日（金） 10：00～12：00

2. 場 所 新宿御苑インフォメーションセンター

3. 出席者

（小委員長） 岩槻 邦男

（委 員） 阿部 永 岡島 成行 大塚 直

加藤 順子 児玉更太郎 小寺 彰

山岸 哲 鷺谷 いづみ

（専門委員） 石井 実 太田 英利 大矢 秀臣

小林 正勝 細谷 和海

（環 境 省） 福井総務課長、黒田野生生物課長、笹岡国立公園課長

河本野生生物課長補佐、山岸野生生物課長補佐

4. 議事概要

○事務局より移入種問題・対策の経緯及び現況について資料により説明

- ・指針原則の「Precautionary」を予防的、「Prevention」を予防と訳しているが、同じ予防を使うと違いがわからない。「Prevention」は防止と訳すべき。
- ・「Prevention」を防止とする意見に賛成。また、既存法の住み分け図は隙間がなく、すべてがフォローできているように見えるが、生物多様性の保全を見た場合、種の保存法はワシントン条約と希少種のみであり、フォローしていない部分がある。隙間がわかるような図にしてほしい。
- ・用語で、移入種、移入種（外来種）、外来種と用いているが、その使い分けは整理されているのか。国外外来種、国内外来種、という考え方をすべきではないか。
- ・沖縄では、特に国内移動の影響が重大である。国内外来種を含むということで整理してほしい。また、地元ではオニヒトデ退治にホラガイを持ってくればいい、ホラガイは在来種だから問題ない、といった議論が真面目にされている。このような間違った移入種に対する認識を用語と絡めて変えていく努力は直ちに行うべき。
- ・概念の捉え方が委員間で一致していれば、用語はどちらでもいいのではないか。
- ・「対応方針」の用語の定義に従えばいいのではないか。

○事務局より移入種対策小委員会での主な検討事項について説明。

- ・侵入状況のモニタリングについては、非意図的導入に関するものだけでなく、既に定着しているものについても対象とすべき。また、ヒアリングは外来魚だけでなく、マンガース等についても必要である。
- ・小委員会ではすぐに法制度の整備に入ると思っていたので、もどかしい気がする。
- ・倫理的な話に移る前に、ノネコの問題について、どのようなことが起こっていて何が問題になっているのかといったことについて1回ヒアリングをやった方がよい。倫理で話すと愛護論になり、影響が大きいということが議論されないのでないか。
- ・行政が具体的対策を取れる制度を早急に作ってほしい。
- ・ペット愛好家への普及・啓発が重要である。
- ・ヒアリングはブラックバス以外のものについてまとめて実施すべきである。
- ・移入種によってどういう影響が出ているかということが、規制にかかる経済的コスト等の数値で示せないか。数値で示すことは大変重要であり、一般の国民に対しても説得力がある。
- ・現在、農業及び食料用として、様々な移入種が利用されている。これらの取り扱いがどうなるのか気になっており、ご意見をいただきたい。
- ・すべての移入種が影響があるということではない。あくまで侵略的移入種が問題。これまで、生態系に対してどのような影響があるのかといった視点がなく、利用価値があるというだけで、無制限に輸入され利用してきたということが問題である。
- ・生物多様性の保護を視野に入れた、包括的な法律が必要でないか。また、マンガースやアライグマ等、駆除にかかった（または将来かかる）財政的負担をしっかりと数値化してアピールすべき。

以上

中央環境審議会野生生物部会第2回移入種対策小委員会議事概要

1. 日 時 平成15年3月31日(月) 14:00~16:00

2. 場 所 経済産業省別館1028会議室

3. 出席者

(小委員長) 岩槻 邦男

(委 員) 阿部 永 大塚 直 加藤 順子

児玉更太郎 山岸 哲 鶩谷いづみ

(専門委員) 石井 実 太田 英利 大矢 秀臣

小林 正勝 細谷 和海

(環 境 省) 岩尾自然環境局長

福井総務課長、黒田野生生物課長、笹岡国立公園課長

上杉生物多様性企画官、河本野生生物課長補佐

4. 議事概要

○事務局より第1回移入種対策小委員会の概要等について資料により説明

- ・国内移入種・国外移入種ではなく、国内外来種・国外外来種との発言だったと思う。

○移入種の意図的導入に係る考え方、意図的導入に当たってのリスク評価の在り方について資料により説明

- ・移入種の生態学的な研究は盛んに行われており、競合、捕食といった影響は予測できる。しかし、定着については、偶然的な要素もかかわってくるので、予測できない部分が残る。予測が十分にできない場合、根絶することの容易さ、コントロールがどのくらいできるのかということが重要な点となる。
また、病原生物の持ち込みも評価のポイントとなる。

- ・リスク評価は、カルタヘナ法と基本的に同じ発想でいいと思うが、評価をしなければいけない数が多くなると想定されることから、ニュージーランドのように「迅速な評価」という方法も組み込ませた方がよい。

- ・タイプ3の分類群に植物を含まないのであれば、タイプ1及び2では種だけでなく、同じような影響を与える可能性がある近縁種、生態的に類似している種を含めるべき。

- ・生物多様性の理念からすれば、基本的に外来の生物はすべて対象に含まれるべきである。

- ・水産庁は環境放出を前提とするような業務を実施している。省庁間のすり合せが必要。

- ・種子で持ち込む場合と異なり、生きたまま持ち込む場合では、微生物や昆虫がついてくるなど状況が違う。意図的導入とはいわないのかもしれないが、植物自体が問題を起こさなくとも、一緒についたものについてても、意識が必要。